

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年4月16日

京都市長 門川 大作

1 入札に付する事項

- (1) 事業名称 京都市立病院整備運営事業
- (2) 事業場所 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
- (3) 事業内容 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、本市が施設整備に係る資金調達を行い、本市と事業契約を締結した当該特定事業者が特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、京都市立病院の設計、建設、維持管理及び運営業務（病院経営及び医療の提供を除く。）を行うもの
- (4) 事業期間 契約の日から平成40年3月31日まで
なお、医薬品、診療材料、消耗品、消耗備品の調達業務を除く運営業務、維持管理の期間は、平成25年4月1日から平成40年3月31日まで。運営業務のうち医薬品、診療材料、消耗品、消耗備品の調達業務の期間は、平成22年4月1日から平成40年3月31日まで、検体検査業務及び医療機器保守管理業務の期間は、平成26年4月1日から平成40年3月31日までとする。
- (5) 支払条件
契約金額を初期投資に係る費用と運営に係る費用に分け、次のように支払うものとする。
ア 初期投資に係る費用
(ア) 設計に係る経費については、設計完了後に支払うものとする。

(イ) 建設に係る経費については、次のとおり支払うものとする。

a 前金払

建設期間の各年度において、当該年度の出来高予定額の4割を超えない範囲内で支払う。ただし、各年度の支払限度額は3億円とする。

b 部分払

建設期間の各年度において、当該年度の出来高部分に相応する部分払を行う。

(ウ) 医療機器及び関連備品の調達費用については、当該業務完了時に支払うものとする。

イ 運営に係る費用

(ア) 全体マネジメント業務及び病院運営業務に係る費用については、契約初年度を除き平成40年3月31日までの均等払とする。

(イ) 維持管理業務に係る費用については、業務開始の日から平成40年3月31日までの均等払とする。

(ウ) 医薬品、診療材料、消耗品、消耗備品等の調達に係る費用は、購入量に合わせて各年度ごとに支払う。

2 参加資格に関する事項

入札参加者は、本事業を実施しようとする企業又は企業グループとする。企業グループは、構成員（SPCに出資する者をいう。以下同じ。）により構成するものとする。全体マネジメント業務、設計・工事監理業務、建設業務、医療事務業務及び調達業務を担当する者のうち、構成員でない者で、事業開始後、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を「主要協力企業」という。

なお、全体マネジメント業務を主導的に行う者は、必ず構成員とならなければならない。

参加表明書により参加の意思を表明した入札参加者の構成員及び主要協力企業の変更は認めない。ただし、主要協力企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市が認めたときはこの限りではない。

(1) 入札参加者の参加資格要件

構成員は、次の要件をすべて満たすこと。また、他の入札参加者の構成員又は主要協力企業でないこと。

ア 京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で平成20年11月25日付け京都市告示第357号に定める資格の審査の申請を行い、開札の時までに告示に定める資格を有すると認められた者であること。

イ 本件入札に係る入札参加資格確認申請書の提出日、入札日及び落札決定日において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加資格停止を受けていないこと。

ウ 全体マネジメント業務に当たる者は、平成5年度以降に一般病床300床以上の病院において1年以上の経営コンサルティングの実績を有するとともに、本事業の実施に必要なマネジメント能力を有していること。ただし、全体マネジメント業務に当たる者が複数の場合には、そのうちの一者が当該要件を満たしていること。

エ 本件入札に参加しようとする他の入札参加者の構成員又は主要協力企業との関係が、次の(ア)～(ウ)のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前a及びbと同視し得る関係があると認められる場合

オ 次の(ア)又は(イ)に該当しないこと。

(ア) 本市と本事業に関するアドバイザリー業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者（以下「アドバイザリー業務に関与した者」という。）

並びに関連がある者

なお、アドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社三菱総合研究所（東京都千代田区大手町2-3-6）

西村あさひ法律事務所（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル）

株式会社病院システム(東京都豊島区目白2-16-19 池袋若林ビル)

KPMGヘルスケアジャパン株式会社(東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館)

株式会社大阪山田守建築事務所(大阪市天王寺区上本町6丁目2番26号
大和上六ビル)

- (イ) 京都市立病院整備運営事業提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

カ 構成員又は主要協力企業において、次の要件を満たすこと。

- (ア) 設計・工事監理業務に当たる者は、次の要件を満たしていること。ただし、
cの要件については、設計及びその関連業務、工事監理業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの一者が満たしていればよい。

a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

なお、平成5年度以降に建築士法により事務所として処分を受けたことがなく、また、処分を受けた建築士を雇用したことがないこと。

b 常勤の自社社員で、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を有していること。

c 平成5年度以降に、次の建物の設計・工事監理の元請としての実績を有していること。

(a) 一般病床300床以上の病院

(b) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の免震構造の建物

d 工事監理業務に当たる者は、本事業における建設業務を担う者でないこと。

(イ) 建設業務に当たる者は、次の要件を満たしていること。ただし、cの要件については、建設業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの一者が満たしていればよい。

a 建設業法に基づく建築工事業の許可を受けていること。

b 直前の建設業法第27条の23に基づく経営事項審査の結果としての経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（入札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「建築一式」の総合評定値が950点以上であること。

c 平成5年度以降に次の建設実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

(a) 一般病床300床以上の病院

(b) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の免震構造の建物

d 建設業法に基づく建築工事業に係る監理技術者を専任で配置できること。

なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後においては、やむを得ない事情に基づき、本市の承認を得た場合を除き、実際に配置する技術者の変更は認められない。

(ウ) 医療事務業務に当たる者は、平成15年度以降に1年以上の医療事務業務の実績を有していること。

なお、医療事務業務に当たる者が複数の場合には、すべての者が当該要件を満たしていること。

(エ) 調達業務に当たる者は、平成15年度以降に1年以上の医薬品、診療材料

の調達業務の実績を有していること。

なお、調達業務に当たる者が複数の場合には、すべての者が当該要件を満たしていること。

(2) 主要協力企業の資格要件

入札参加者は、一般競争入札参加資格の確認申請時に主要協力企業を明らかにしなければならない。

入札参加者は、一般競争入札参加資格の確認申請時に要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加資格停止を受けている者を主要協力企業とすることはできない。

主要協力企業は、(1)ア、エ及びオの資格要件をすべて満たすこと。また、他の入札参加者の構成員又は主要協力企業でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から平成21年5月21日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。
午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 交付場所 京都市行財政局財政部契約課

入札説明書等の交付に当たっては、事前に上記イの交付場所に電話連絡（電話番号 075-222-3313）を行うこと。

(2) 施設見学会

入札参加資格の確認を行った者を対象に、施設見学会を次のとおり開催する。

ア 開催日時 平成21年6月2日（火）、3日（水）

イ 参加方法 入札説明書に明示

(3) 入札参加者と本市との対話

入札参加者と本市との十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の内容をよりの確に把握できるようにするため、入札参加者との対面による対話の場を設ける。

ア 開催予定日時 第1回目 平成21年6月11日(木)～12日(金)

第2回目 平成21年7月13日(月)～14日(火)

イ 参加方法 入札説明書に明示

4 入札参加資格の確認

(1) 提出書類

入札参加者の代表者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

なお、必要書類の作成、提出に当たっては入札説明書にも留意すること。また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 参加表明書(用紙交付)

イ 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(用紙交付)

ウ 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

入札日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)のものに限る。A4判の写しを提出すること。

エ 全体マネジメント業務実績調書(用紙交付)

2(1)ウに示す全体マネジメント業務の実績を記載し、それを証明し得る契約書等の写しを添付すること。

オ 設計業務実績調書(病院及び免震構造の建物)(用紙交付)

2(1)カ(ア) cに示す設計業務の実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設

計図書等の写しを添付すること。

カ 工事監理業務実績調書（病院及び免震構造の建物）（用紙交付）

2(1)カ(ア) c に示す工事監理業務の実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

キ 建設業務実績調書（病院及び免震構造の建物）（用紙交付）

2(1)カ(イ) c に示す建設実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

ク 建築工事に係る監理技術者配置予定調書（用紙交付）

資格及び3箇月以上の雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。

ケ 医療事務業務実績調書（用紙交付）

2(1)カ(ウ) に示す受託実績を記載し、それを証明し得る契約書等の写しを添付すること。

コ 調達業務実績調書（用紙交付）

2(1)カ(エ) に示す受託実績を記載し、それを証明し得る契約書等の写しを添付すること。

サ 返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手をちょう付すること。

なお、上記以外に入札説明書で指示する書類を併せて提出すること。

(2) 提出期間及び提出場所

ア 提出期間 平成21年5月15日（金）から同月21日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 提出先 京都市行財政局財政部契約課

(3) 入札参加資格の確認結果通知等

入札参加資格の確認結果は、平成21年5月27日（水）までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は平成21年6月5日（金）までに、京都市行財政局財政部契約課に持参提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成21年6月12日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札参加資格確認の取消し

入札参加資格があると認められた者が次の各号の一に該当するときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

(1) 入札参加資格があると認められた者が、入札日までの間に、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

(2) 入札参加資格があると認められた者が、入札日及び落札決定日において要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止となったとき。

(3) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

6 入札説明書に対する質問及び回答期限

入札説明書に対する質問及び回答期限については、入札説明書による。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 執行日時 平成21年8月19日（水）午前10時

(2) 執行場所 京都市行財政局財政部契約課 第一入札室

(3) 入札を行う者は、一般競争入札参加資格確認通知書（又はその写し）を提示しなければならない。また、総合評価基準に関する事業提案書を提出しなければならない。

8 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札説明書で指定する内容等のうち、基礎項目をすべて満たしている内容等を提案した入札者の中から、総合評価方式により審査委員会で審査・評価を行い、最も高い評価点の者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の評価内容から見て、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次に高い評価点を有する者をもって落札者とすることがある。

なお、最も高い評価点の者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 落札価格は、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札に当たっては、予定価格を公表する。ただし、一般競争入札に参加する資格を有するものが一者のときは、予定価格の事前公表は、行わない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 納付。ただし、規則第7条の2第1項第1号から同項第6号ま

でに掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 納付。保証金額は、施設整備費相当額の3割とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の取消し

8(3)により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が一者になったときは、本件入札を取り消すものとする。

11 入札の無効

- (1) 規則第6条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。
- (2) 8(3)により予定価格の事前公表を行った場合において、予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。

12 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該事業に直接関連する他の事業の請負契約を当該事業の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

13 問い合わせ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎 1 階

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当(電話番号 0 7 5 - 2 2 2 - 3 3 1 3)

14 Summary

(1) Subject matter of the contract :

PFI-base design, construction and maintenance of the building and operation
for Kyoto City Hospital

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant
documents for the qualification :

5:00 p.m. 21 May, 2009

(3) Time-limit for the submission of tenders :

10:00 a.m. 19 August, 2009

(4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division,

Finance Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3313

(行財政局財政部契約課)